評価書 (個票)

法人名	陸上貨物運送事業労働災害	担当課	労働基準局安全衛生部計
A/1	防止協会	(担当課長)	画課
			(計画課長 秋山伸一)
根拠法令等	労働災害防止団体法 (昭和:	3 9 年法律第 1 1	類型 特別民間法人
	8号)第8条、第36条		
法人概要	〇法人の概要		
			書防止活動を促進するための措 ************************************
			とを目的として、労働災害防止
	│ 団体法に基づき設立された。 │		
 事務・事業の			
事務・事業の 内容	 ① 労働災害防止規程の設定		
'''	2 会員に対する労働災害防止	に関する技術的な事	項についての指導及び援助
			21. 10 10 11 21
	【法令上、実施を可能としてし	ヽ る業務】	
	③ 機械及び器具についての試		
	④ 労働者の技能に関する講習		
	⑤ 情報及び資料の収集及び提	供	
	⑥ 調査及び広報	. 7h	
	⑦ ③~⑥の業務に附帯する業	務	
+ 7/r + 1/4 o			
事務・事業の 目的	陸上貨物運送事業における労働 的な活動を促進するため、陸上		
日的	門は冶動を促進するため、隆工 │業務を行う。	貝彻理达争未に除る	労働炎者の防止に関し、上記の
	未伤で1〕 ノ。 		
関連する	労働者の安全と健康が確保され	、労働者が安心して	動くことができる職場づくりを
政策目標	推進すること(施策目標Ⅲ-		
関連する	労働災害による死亡者数、労働	が実による死傷者数	枚(休業4日以上)
業績指標			
指標の	労働災害による死亡者数: 929	(平成 29 年)	
目標値等	労働災害による死傷者数(休業	美4日以上):101,63	9 (平成 29 年)
法人の事務・事	〇実績(平成27年度)		
業の実績			
	① 労働災害防止規程の設定		
			な正について、平成 29 年度手続
	き完了を目途に平成27年度	より検討を開始	
		1-88-1-7-11-45-1-1- -	
	② 会員に対する労働災害防止		
	・安全管理士等による個別・:・陸運災防指導員による事業		
	・STOP 転倒災害!(リー		-
		* *	キャンペーン活動推進のため、
			2月重点期間を中心にリーフレ
	注意喚起と取組の促進を		
		·	
	【法令上、実施を可能としてし	いる業務 】	
	③ 機械及び器具についての試	験及び検査	

- (該当事業なし)

④ 労働者の技能に関する講習

・フォークリフト運転技能教習1,391 回29586 人・はい作業主任者技能講習133 回7,060 人・ショベルローダー等運転技能講習42 回640 人・玉掛け技能講習63 回1,193 人・小型移動式クレーン運転技能講習21 回245 人

⑤ 情報及び資料の収集及び提供

安全衛生関係図書等の頒布

「安全衛生のしおり」(平成 27 版)を作成し頒布したほか、技能講習テキスト、 管理者教育用テキスト、従事者教育用テキスト、解説書等を頒布した。

- ・墜落・転落等災害の改善設備事例を収集、うち好事例 10 例をホームページ上で公開するとともに、25 年度・26 年度に収集した事例を事例集に取り纏め、講習会で配布した。
- 安全衛生用品等の作成頒布

安全ポスター 8,535 枚 労働災害防止強調運動期間用各種のぼり 14,392 枚 安全旗・安全衛生旗 151 枚 安全記録カレンダー(2016 年版) 2,515 部 各種ワッペン・シール 729 組 フォークリフトポケットブック 1,196 冊

- ・ホームページに必要な情報を適時に分かりやすく掲載するなどにより、その 充実に努めた結果、ホームページアクセス数 143.521件、過去最高となった。
- ⑥ 調査及び広報
 - 実態調査検討専門委員会の開催:4回
 - ・会報誌「陸運と安全衛生」の発行:12回 「ストレスチェック制度」については、4回にわたり連載した。
 - ・メールマガジン配信 14 回 (登録数 3, 755)
- ⑦ ③~⑥の業務に附帯する業務
 - ・全国労働災害防止大会において、安全衛生表彰、優良フォークリフト等運転 者表彰を行った。

事業場:51事業場

団体:4団体 個人:55名

優良フォークリフト運転者:174名

小企業無災害記録表彰

事業場における自主的安全活動の促進を目的として、従業員が 29 人以下の小規模事業場を対象として小企業無災害記録表彰を行った。

第1種から第5種 合計 100事業場

・フォークリフト運転競技大会

フォークリフトについての運転技能の向上と労働災害の防止に資するため、全国フォークリフト運転競技大会を開催(5年に一度の記念大会)。 女性の部 12名、一般の部 55名の支部代表選手の参加。

各支部においても、全国で 670 名 (男性 644 名、女性 26 名) の選手参加も

地方大会を開催。

- 〇事業収入(平成27年度)
- ① 労働災害防止規程の設定

_

- ② 会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助・104.569 千円
- ③ 機械及び器具についての試験及び検査

_

- ④ 労働者の技能に関する講習
- 1, 359, 610 千円
- ⑤ 情報及び資料の収集及び提供

_

- ⑥ 調査及び広報
- ⑦ ③~⑥の業務に附帯する業務
- 335, 032 千円

うち本部事業収入110,469,430円、支部事業収入1,252,800,786円

国からの補助 金等 〇補助金·委託費等

※別紙のとおり

法人の事務・事業の見直し状況(これまでの検証)

労働災害は長期的には減少傾向にあるが、依然として、陸上貨物運送事業においては1万人を超える労働者が休業4日以上の災害に被災している(平成27年)。

このような状況の中、陸上貨物運送事業における労働災害発生率等がいまだに高い現状においては、団体との密接な連携の下、継続的な労働災害防止活動を維持することが必要であることから見直しの必要性はないもの考えているところであるが、法人の事務等については、以下の指摘を受け、見直しを実施しているところである。

平成 23 年 11 月 21 日

労働政策審議会安全衛生分科会労働災害防止団体改革検討専門委員会 指摘事項(要約)

【理事数】理事数を迅速な意志決定を妨げない数に削減する。

- →主な取組状況
 - ・理事数の段階的削減や理事数削減に代わる措置について検討した。
 - ・理事数削減に代わる措置として、重大な課題等が生じた際には正副会長会議、常任理事会を開催し迅速に対処することとした。また、常任理事会の意思決定を迅速・的確なものとするため、首都圏の事業者2名を常任理事として増員した。(正副会長会議の役割を明確にすること、常任理事の増員を図ることを平成27年度の総代会に報告した。)
 - ・正副会長会議等の運営強化を図るため、行政との意見交換会において、行政 施策との連携や行政との情報交換等を積極的に行った。

【支部】各業種別団体については、本部が全ての支部に対して、監査等、ガバナンスを徹底する。あるいは、支部という形ではなく、地域別の関係事業主団体等に適正な形で業務を委託する。

→主な取組状況

- ・労働災害防止に向けた取組に係る関係を明確にするため、都道府県トラック協会と業務委託契約を締結した。
- ・数年サイクルで全支部を対象として監査を実施することとし、平成27年度は、11支部に対して、内部監査を実施した。
- ・ブロック支部事務局長検討会を開催し、本部・支部の役割を明確にし、一体感を付与した。

【会費】会費や会費の使途のあり方を見直す。その際、会費の使途を会員に公開することや、会員が労災抑制効果等のメリットを実感できる仕組みの構築を検討する。

→主な取組状況

- ・会員へのメールマガジンの配信や会員事業場の安全衛生水準の向上のための 個別支援を通じ、会員としてのメリットを実感できる環境を整備した。
- ・会員に有益となる制度として、フォークリフト運転者の安全運転技能を価する、「フォークリフト荷役技能検定制度」の運用を平成27年度より開始した。
- ・ホームページに会員専用サイトを開設し、会員が有益な情報を入手できるようにした。

【経費節減】業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図る。

→主な取組状況

- ・組織・事業を見直しの上、職員数を減らし、人件費の削減を行った。
- ・印刷、物品購入における競争入札を徹底し、出張においてはパック商品等を 活用した。

【目標管理】労働災害の削減目標を達成するため、事業計画に業務目標を設定する 等の取組を検討する。

参与、利用者等の要望等をきめ細かく把握し、実施に際しては、PDCAサイクルにより継続的に事業を改善する。

研修等の各種事業を単にHP等で宣伝するに止まらず、事業の価値を効果的に利用者層に伝え、利用者の拡大を図る。

→主な取組状況

- ・陸運労働災害防止5カ年計画の各事項を事業計画に反映させた。
- ・講習会でアンケートを実施し、利用者の満足度、要望等を把握した。
- ・PDCA サイクルによる事業実施を行い、外部委員で構成される労働災害防止対策委員会で事業実施状況等について評価を受け、その評価を次年度の事業計画の策定に反映している。
- ・研修会等の受講者の感想文を機関紙に掲載すること、ホームページの受講案 内等に抜粋を掲載することなどにより研修の効果を広報し、利用者の拡大を 図った。

【災防規程】適宜、労働災害防止規程の見直しを行う。会員の順守状況を定期的に 把握すると共に、その順守を担保する仕組みを構築する。

→主な取組状況

- ・夏期、年末年始労働災害防止強化運動で「自主点検表」を活用し、災防規程の周知と順守を図った。
- ・「陸上貨物運送事業労働災害防止規程のあらまし」をホームページに掲載し、 「陸上貨物運送事業労働災害防止規程の解説」を頒布し周知を行った。
- ・労働安全衛生法の改正を踏まえた災防規程改正について、平成29年度手続き 完了を目途に平成27年度より検討を開始

【安全衛生調査研究活動】各災防団体は、相互間及び行政機関と労災防止に関する情報の共有化を図る。

(独)労働安全衛生総合研究所(以下、「安衛研」という。)等調査研究機関ともコミュニケーションを図り、労災防止に資する有益な情報を一般にも発信する。

→主な取組状況

- ・安衛研にかご台車についての情報を提供した。また、荷役ガイドラインを協会ホームページ等に掲載し、情報提供した。
- ・かご台車の安全な作業方法の研究を安衛研と協力して行い、その研究成果として取りまとめられたリーフレットを会員事業場等に広く周知した。 また、荷役災害防止の好事例を協会ホームページ等に掲載し、情報提供した。
- ・行政及び各災防団体相互間において労働災害防止に向けた情報を共有するため、意見交換会を開催した。(平成26年12月16日、平成27年5月14日、平成27年7月29日、平成27年7月29日)

法人の事務・事 業の必要性な ど・有効性

●事務・事業の必要性

団体の設立の根拠法令である労働災害防止団体法については、労働災害の防止を効率的に推進するため、国の行う監督指導に併せて労働者の安全衛生について直接の責任を有する事業主の自主的な労働災害防止活動を促進することが必要であるとして昭和39年に施行された。

この法律による労働災害の防止を目的とする団体として、全産業的なものとして中央労働災害防止協会、特に労働災害の発生率が高い業種を厚生労働大臣が指定するものとして、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会の各労働災害防止団体が昭和39年に設立された。

労働災害は長期的には減少傾向にあるが、依然として、陸上貨物運送事業においては1万人を超える労働者が休業4日以上の災害に被災している(平成27年)。

このような状況の中、陸上貨物運送事業における労働災害発生率等がいまだに高い現状においては、団体との密接な連携の下、継続的な労働災害防止活動を維持することが必要であると考える。

●事務・事業の妥当性・有効性

労働災害防止対策を推進する上では、国の行う監督指導に併せて労働者の安全衛生について直接責任を有する事業主の自主的な労働災害活動を促進する今日的意義は失われていないと考えられる。

特に、経営基盤が脆弱な中小の陸上貨物運送事業では、安全衛生管理活動を行う資金的余力に乏しく、また、安全衛生分野のノウハウ・人材が必ずしも十分でないこと等から、大企業に比べ労働災害の発生率が高い傾向にあり、中小企業やその集団を対象とした安全衛生対策の支援に取り組む必要性は高いと言える。

法人の事務・事 業の執行体制 の妥当性

●事務・事業の実施に関する監督体制の適格性

労働災害防止団体が該当するところの、「特別の法律に基づく民間法人」については、民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人をいうものである。

国の関与については、指導監督基準による他、労働災害防止団体については、労働災害防止団体法に基づき国が一定の関与を行うこととされている。最高意思決定機関については、労働災害防止団体法により「総会」、「総代会」となっている。ディスクロージャーについては、法人が公表する項目に加えて、所管官庁が更にこれらに関する情報について公開することとなっている。「会計基準」については、企業会計原則その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準となっている。

●法人の事務・事業実施主体としての適格性

法人の適格性(業務効率、能力等)

労働災害防止団体の活動については、事業主による自主的な活動であるため、 その活動が労働災害防止に実効性を期すために、労働災害防止団体法により活動の内容を定めているところである。

例えば、団体会員の自主規制である労働災害防止規程を定めることとしているのは、労働安全衛生法令が全産業の最低限の規制であるところ、個々の業種ごとにきめ細かく法令を制定・見直しを行うことは技術的に困難であるため、団体内部における自主的な規制を制定させ、団体の会員に順守義務を課しているところである。

よって、労働災害防止団体法を廃止した場合、自主規制である労働災害防止規程を定めこれを順守するための取組を行うことは期待できず、労働災害防止活動の実効性が低下する恐れがある。また、労働災害防止団体の活動は事業主による自主的な活動であることから、そもそも本来国が行う事業として独立行政法人に移行することに馴染まない。団体の活動を活性化させる観点からも、独立行政法人と同様に国の強い関与下に置いた場合、事業主の自主性による柔軟で機動的な活動を阻害してしまう恐れがある。また、独立行政法人は最高意思決定機関が法人の長に集中しており、事業主の自主的活動を促進するという団体の性格には馴染まない形態である。

このようなことから、特別の法律に基づく民間法人が最もふさわしい経営形態と考えられる。

評価結果の総 ^妊

(現状分析(事務・事業の評価)と今後の方向性)

労働災害は長期的には減少傾向にあるが、依然として、陸上貨物運送事業においては1万人を超える労働者が休業4日以上の災害に被災している(平成27年)。このように労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について専門的なノウハウを有する団体として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報提供や、教育指導を行う機関としての役割を積極的に果たしていくことが求められる。

今後においても会費や会費の在り方の見直し、経費節減、目標管理、労働災害防止規程の見直し、安全衛生調査研究に係る取組については、常に目標設定・実践管理を行いながら、業務運営の充実に努めることとしたい。

団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、第12次労働災害防止計画の重点対策を考慮しながら必要な支援を引き続き行うこととしたい。

備考

○事務・事業の構造等(平成27年度)

		①事務・事業の内容 及び ②当該事務・	支出額		収入額(百万円)			公益法人等への支出	
事務・事業名		事業の根拠となる法律、閣議決定、計画	(平成27年度決 算)				成27年度決算)	(百万円)	(平成27年度)
		等の内容	(百万円)		内	訳(名称)	(額)	法人名	額
		①労働災害防止規程の設定		合計			-		_
		②〈根拠法令等〉 労働災害防止団体法36条第1項第1号	-		費	-	_	-	_
					自 入己 収	-	-	_	-
		①会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項 ・安全管理等による個別・集団指導 ・陸運災防指導員による事業場指導	93	合計			105		-
					国費	労働災害防止対策 費(補助金)	105	-	-
事務・事業の構造等(一		②<根拠法令等> 労働災害防止団体法36条第1項第2号			自 入己 収	-	-	-	_
					†		1, 359		-
		①労働者の技能に関する講習 ・フォークリフト運転技能教習ほか ②<根拠法令等> 労働災害防止団体法36条第2項第2号	1, 281		国費	-	-	-	_
					自 入己 収	事業収入	1, 359	-	-
平成。		①情報及び資料の収集及び提供 ・墜落・転落等災害の改善設備事例を収集・公開 ・ホームページ ②く根拠法令等> 労働災害防止団体法36条第2項第3号			+		-		-
2 7 年度)			-		国費	-	-	-	_
					自 入己 収	-	-	-	-
		①調査研究及び広報・普及 ・実態調査検討専門委員会の開催 ・会報誌の発行 ・メールマガジン配信 ②く根拠法令等> 労働災害防止団体法36条第2項第4号			合計		-		
			3		国費	-	-	-	-
					自 入己 収	-	-	-	-
		①上記の業務に附帯する業務 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体法36条第2項第5号	418	合言	+		335		-
				}	国費	-	-	-	_
				自 入己 収	会費収入 事業収入	335	-	-	

[※] 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

〇国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況 (特別会計別内訳) 〈平成27年度決算合計〉

		合計	労働保険特別会計
特	別会計 法人合計(百万円)	92	92
	(補助事業) 労働災害防止対策費	68	68
	(委託事業)陸上貨物運送事業の 荷役作業における墜落・転落災害 等防止対策推進事業	24	24

[※] 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において上記の事務・事業毎の合計額と合致しないものがある。